

重要事項説明書



この書面は、保険の申し込みにあたり重要な内容が記載されています。なお、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については約款もしくは保険契約ハンドブックに記載がありますので、該当のページをご確認ください。ご不明な点は当社または当社の代理店までご連絡ください。

I 契約概要 ～ご契約に関する重要事項～

このページでは、保険契約に関する重要な内容をまとめています。内容をご確認のうえ、了承したうえで申し込みください。なお、内容の詳細やご不明点は、約款または該当のページを参照してください。

① 商品の仕組み

この賃貸住宅総合保険（愛称「あんしん住まいる家財保険」）は、賃貸住宅に入居される方を対象とし、所有している家財について、火災、落雷や破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災、水害、盗難、漏水事故などによる損害に対して幅広い補償を用意しています。また、貸主さまへの賠償責任や日常生活における他人への賠償責任など、不測の事故により法律上の賠償責任が発生した場合の損害や、地震転居支援、修理などさまざまな費用についても補償します。

② 補償内容（詳細は約款にてご確認ください）

「あんしん住まいる家財保険」の補償の対象（以下「保険の目的」といいます）および保険金をお支払いする場合は次のとおりです。

(1) 保険の目的となるもの

借用戶室に収容される被保険者の家財

(2) 保険の目的とならないもの

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます）、船舶（ヨット、モーターボートを含み、ボートは除きます）、航空機その他これらに類するもの
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、通貨および預貯金証書の盗難の場合には保険の目的に含みます。
- ③ 貴金属、楽器、宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 時計、財布、かばんで、1個または1組の価額が20万円を超えるもの
- ⑤ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑥ 動植物
- ⑦ 食品、医薬品、石鹸もしくは洗剤など、または新聞、雑誌、その他これらに類するもの
- ⑧ 商品、営業用什器、備品その他これらに類するもの
- ⑨ テープ、カード、ディスク等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに準ずるもの。
- ⑩ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- ⑪ 郵便ポストや宅配ボックスから盗難された郵便物

(3) 補償の対象となる入居者賠償責任保険について

- ① 被保険者の責めに帰すべき火災や漏水事故などにより損害が発生し、被保険者が貸主（転貸人を含む）に対して法律上の賠償責任を負ったことにより被る損害
- ② 被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により、被保険者がその他人に対して法律上の賠償責任を負ったことにより被る損害

(4)お支払いする保険金について

お支払いする主な保険金は以下のとおりです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金	次の事故によって保険の目的に損害が生じた場合に、保険金を支払います。 ① 火災・落雷・破裂または爆発 ② 物体の落下事故 ③ 漏水事故 ④ 騒じょう ⑤ 風災・ひょう災または雪災 ※ 漏水事故の際の、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外です。
盗難保険金	盗難により保険の目的に盗取、毀損または汚損の損害が生じた場合に保険金を支払います(警察への被害届が受理された場合に限りです)。 ※ 補償の対象物やお支払い金額には制限があります。詳しくは約款をご確認ください。
水害保険金	床上浸水したことにより、保険の目的に損害を被った場合に、保険金を支払います。
失火見舞費用保険金	損害保険金が支払われ、火災、破裂または爆発により第三者に被害が及んだ場合に、保険金を支払います。ただし、一被災世帯あたり20万円を限度とし、かつ、損害保険金額の20%を限度とします。
ドアロック交換費用保険金	盗難保険金が支払われる場合で、ドアロックを侵入者により開錠されたためにドアロックの交換を行い、その費用を被保険者が負担した場合に支払います。
修理費用保険金	火災、漏水、盗難、凍結などによって借戸室に損害が生じ、賃貸借契約にしたがって被保険者が修理のための費用を負担した場合に保険金を支払います。 また、入居者が借戸室内で孤独死したため、修復費用、清掃・消臭費用、遺品整理費用が発生した場合、保険金を支払います。
地震転居支援保険金	地震等により借戸室が全壊、大規模半壊、半壊となり、賃貸借契約を解除して転居をする場合で、公的機関より災証明書が交付される方に保険金を支払います。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われ、保険の目的の残存物に取片づけ費用が発生した場合に保険金を支払います。
競売物件敷金保険金	入居物件が抵当権の実行により競売され、入居物件の賃貸借契約が終了し、旧賃貸人から敷金ないし保証金の全部または一部が返還されなかった場合に、保険金を支払います。
入居者賠償責任保険金	被保険者が、火災・破裂・爆発・漏水の事故により借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を被った場合や、偶然な事故により他人の身体に障害を発生させたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を被った場合に、保険金を支払います。 ※ 漏水事故の原因となった、給排水設備自体の損害の賠償責任は、補償の対象外です。 ※ 入居者が借戸室内で孤独死した場合で、法定相続人がいないとき、または、すべての法定相続人が相続放棄もしくは請求放棄をしたときは、入居者死亡時賠償責任保険金を支払います。

※ お支払いする保険金の算出にあたっては、再調達価額(保険の目的と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために必要な金額)を基準とします。ただし、入居者賠償責任保険金については、時価額(再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した額)を基準とします。

また、当社は、損害を防止または軽減するために必要または有益な費用として当社が認める次の費用を損害防止費用として支払います。

損害防止費用

- ① 消火活動に使った消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

(5) 保険金をお支払いできない主な場合について(免責事由)

下記の場合には保険金を支払うことができません。詳細は約款をご確認ください。

各保険金の共通部分

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火またはこれらによる津波(地震転居支援保険金を除きます)
- ③ 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

入居者賠償責任保険金以外の各保険金の共通部分

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 損害保険金が支払われる事故、水害保険金が支払われる事故の際における保険の目的の紛失または盗難の場合は、盗難保険金は支払いません。
- ⑤ 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難の場合は、盗難保険金は支払いません。
- ⑥ 原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)または自転車が屋外にある間に生じた盗難の場合は、盗難保険金は支払いません。
- ⑦ 楽器に生じた次に掲げる損害
 - ・弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損
 - ・音色または音質の変化

入居者賠償責任保険金(借家人賠償責任部分)における固有部分

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。
- ④ 被保険物件の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が自身の労力をもって行った作業により火災、爆発、破損が生じ、その結果被保険物件の貸主に対して賠償責任を負った場合は除きます。
- ⑤ 被保険者と被保険物件の貸主との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が被保険物件を貸主に引き渡した後に発見された被保険物件の損壊に起因する損害賠償責任

入居者賠償責任保険金(個人賠償責任部分)における固有部分

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ④ もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者間で生じた損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑦ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任

- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑪ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損・毀損または汚損によって生じた土壌・水質の汚染・汚濁に起因する損害賠償責任

入居者死亡時賠償責任保険金における固有部分

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。
- ④ 被保険者と被保険物件の貸主との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が被保険物件を貸主に引き渡した後に発見された被保険物件の損壊に起因する損害賠償責任

(6) 保険金支払限度額

1回の事故につき保険証券およびインターネットでの契約照会画面記載の保険金支払限度額までとなります。

③ 保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間を保険期間といいます。この保険の保険期間は2年以内であり、保険証券またはインターネットの契約照会画面記載の保険開始期日および時刻から補償が開始され、その保険期間末日の記載時刻に終了します。

④ 引受条件(保険金額・保険料等)

(1) ご加入コース

ご契約いただく保険金額は、お持ちの家財の価額に見合う金額に設定してください。保険金額が過少となる場合には、家財の再取得に不足が生じます。一方、保険金額が過大となる場合には、過剰に保険料を支払うこととなります。適切な家財の保険金額の設定については、「契約コースの選び方」のページをご確認いただくか、当社または当社の代理店にご相談ください。

(2) 既に当社で同種の保険をお引受けしている場合

同種の保険契約を当社で契約している場合、新たな保険契約を引き受けできません。

(3) その他

契約を引き受けできるのは、家財を収容している建物を住居として利用している場合に限りです。なお、グループホーム、ケアホーム等の賃貸住宅を利用した福祉施設は引き受けできません。

⑤ 保険料の払込方法

保険契約申込書に記載された払込方法により、保険料をお支払いください。

⑥ 満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金や契約者配当金はありません。

⑦ 解約返戻金等の有無

この保険契約が無効・失効、解除、解約となった場合には、保険証券記載の保険料返戻額表に従って返戻金を支払います。ただし、月払いの契約コースやその事由によって返戻金が支払われない場合があります。詳しくは約款または該当ページでご確認ください。

⑧ 付帯される特約とその概要

この保険に付帯できる特約およびその概要については、「約款・特約条項」のページをご確認ください。中途付帯や特約のみの解約はできません。

自動付帯となる特約

特約名	内容
共同保険に関する特約	複数の保険会社が契約を分担して引き受ける特約のことです。引受幹事会社が負う義務や責任の範囲について定めています。
転居に関する特約	転居後も当社の保険に加入する場合、引越期間(30日限度)に限り、転居前の借戸室の事故に対して転居後の保険を適用します。

お申し出により付帯される特約

特約名	内容
保険証券または保険契約継続証発行の省略に関する特約条項	契約内容を当社ホームページにて確認することに同意いただいた場合は、保険証券または保険契約継続証の発行を行いません。
法人特約条項	保険契約者が法人または個人事業主のとき、申込書に入居者を記載しないで借戸室に入居されているその役員または使用人を保険の対象(被保険者)とします。

上記以外の特約に関しては、申込方法や保険料の支払方法により付帯となる特約が異なります。詳しくは契約時にご確認ください。

⑨ 保険証券または保険契約継続証

契約内容を当社ホームページにて確認することに合意いただいた場合は、保険証券、保険契約継続証、契約内容変更承認証および解約承認証の発行を省略します。

II 注意喚起情報 ～お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項～

この注意喚起情報は、契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。お申込み前に必ずお読みください。ご不明な箇所や内容の詳細については、約款または保険契約ハンドブックの該当ページでご確認いただくか、当社または当社の代理店までお問い合わせください。

① クーリング・オフ制度

(1) 制度の概要

この契約は「ご契約のお申込日」または「本書面の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（郵送の場合は8日以内の消印有効）であれば、契約者ご自身からお申し込みの撤回ができます。

(2) クーリング・オフの方法

① 書面によるお申出

記載事項

- 契約者のご署名・ご捺印
- 契約者住所
- 電話番号
- 申込日
- お客様番号
- クーリングオフによる契約撤回を行う旨の文言
- 【送付先】〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-16 平田ビル9階

② Eメールまたは当社ホームページお問い合わせフォームからのお申出

記載事項

- 契約者名
- 契約者住所
- 電話番号
- お客様番号
- クーリングオフによる契約撤回を行う旨の文言
- 【Eメールの宛先】info@nihonkyosai.net

② 告知義務・通知義務

(1) 告知義務

保険契約の申込の際、契約者や被保険者は危険に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めた次の事項（「告知事項」といいます）について、保険契約申込書に正しく告げる義務（告知義務）があります。事実と異なる内容や事実を記載しなかった場合は、契約の解除または保険金の全額または一部をお支払いできない場合があります。

- 契約者の氏名または名称
- 記名被保険者の氏名または名称
- 入居物件の住所
- 入居物件の用途
- 入居人数

(2) 通知義務

契約後に次の変更等が発生した場合は、契約者から遅滞なく伝える義務（通知義務）があります。必ず当社または当社代理店にご連絡ください。通知がされない場合、契約の解除、もしくは保険金の全額または一部をお支払いできない場合があります。

- 契約者の氏名を改姓・改名したとき、または商号を変更
- 契約者の住所を変更

- 記名被保険者の氏名を改姓・改名
- 保険証券記載の借戸室から転居
- 保険の目的を収容する保険証券記載の借戸室の使用目的を変更
- 被保険者が保有する家財のすべてを他人に譲渡

③ 責任開始期

当社の保険責任は、保険期間の初日の保険証券およびインターネットでの契約照会画面記載の時刻に始まります。I 契約概要「③保険期間」をご覧ください。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

I 契約概要「②補償内容 (5) 保険金をお支払いできない主な場合について」をご覧ください。

⑤ 保険料の払込猶予期間

この保険契約が新規契約の場合、保険料の払込猶予期間はありません。保険期間の開始日時までに保険料をお支払いください。更新契約については「保険期間の末日の属する月の翌月末日」までが保険料払込猶予期間となります。猶予期間中に保険料が支払われた場合、保険契約は継続します。

⑥ 契約の失効

保険の目的である家財の全部が滅失または移転、譲渡した場合、この保険契約はその効力を失います。選択した契約コースによっては、残存月数に応じて解約戻金をお支払いします。

⑦ 個人情報の取り扱い

当社のお客さまに関する情報の取り扱いは、以下のとおりとします。

(1) お客さまの個人情報の利用目的について

お客さまの大切な個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約の審査、引受けおよびそれに関連する業務
- ② 保険金の支払いおよびそれに関連する業務
- ③ 各種料金その他の請求収納、債権・与信管理および保全、各種審査および調査(取引の適正化を目的に契約違反、不正もしくは不適正な契約または行為・手続き等の調査等を含みます)
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、親会社グループ企業および提携先企業・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問合せ・依頼等への対応
- ⑩ 他の事業者から個人情報の処理を全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑪ その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

(2) センシティブ(機微)情報について

センシティブ(機微)情報については、保険業法施行規則第211条の33で準用する保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にのみ利用が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。

(3) 第三者への提供

当社は、下記の場合を除いて、お客さまご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

1. 当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、損害保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③ グループ企業・提携先企業(団体を含みます)との間で共同利用を行う場合

利用目的	グループ企業・提携先企業(団体を含みます)が取扱う商品・サービスを案内または提供するため
共同利用する情報の項目	当社が保有する顧客情報
共同利用する者の範囲	グループ企業

④ 損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合

当社は、保険契約の締結および保険金請求等に際して行われる不正行為を排除するために、少額短期保険業者および一部の損害保険会社との間で、個人データを共同利用します。詳しくは **Ⅲ** その他ご注意いただきたい重要な事項「**⑤** 支払時情報交換制度」をご覧ください。

2. 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供したとき、あるいは第三者から取得したときは、提供・取得経緯等の確認をおこなうとともに、提供先、提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

(4) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先

お客様相談室 個人情報お問い合わせ係



0120-936-269

⑧ 当社が経営破綻した場合等の措置

少額短期保険業者は損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の会員ではないため、各契約者保護機構の行う資金援助等の措置はなく、補償対象契約に該当しません。(保険業法270条の3第2項第1号)

⑨ 保険期間中または保険契約更新時の保険料・保険金額の変更

(1) 保険期間中における保険料の増額または保険金の削減

この保険契約において、保険金支払事由の集中的な発生もしくは当社の予測を超えた発生が、当社の経営維持に重要な影響を与えると見込まれる場合には、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金を削減して支払うことがあります。

(2) 保険契約更新時の保険料の見直し

当社では、保険契約の収支に悪化が見込まれる場合、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険契約の収支が不採算となり、保険契約を継続して引受けることが経営維持に重大な影響を与えると見込まれる場合、保険契約の更新をお断りする場合があります。

⑩ 補償の重複

被保険者が当保険と同種の補償内容を有する保険契約に加入されている場合、補償が重複することがあります。事故が発生した際には、どちらの契約からでも補償対象となりますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異をご理解のうえ、お申し込みください。また、両方のご契約から保険金が支払われる場合であっても、損害額・賠償額を超えて保険金をお支払いすることはありません。

補償重複となる例

保険契約	補償内容
あんしん住まいる家財保険	入居者賠償責任保険
他の保険契約	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

⑪ 少額短期保険業者の保険契約引受制限

当社は内閣総理大臣の登録を受けた「少額短期保険業者」であり、少額短期保険業者が引き受けられる下記の要件で保険契約の引受けを行います。

(1) 保険金額の上限

- ① 一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計は1,000万円を超えることはできません。ただし、低発生率保険^{*}に関しては、別枠で1,000万円までお引受けすることが可能です。

^{*}「低発生率保険」とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を補償対象とする保険です。

- ② 一の保険契約者について、引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、10億円が上限となります。また、低発生率保険については、別枠で10億円が上限となります。

(2) 保険期間について

保険期間は2年以内となります。

⑫ 共同保険の概要と引受割合

この保険契約は、日本共済株式会社とすまい共済株式会社の2社による共同保険として引受けを行います。幹事会社については、保険証券等の記載をご確認ください。なお、共同保険の引受割合は、日本共済株式会社、すまい共済株式会社ともに50%となり、両社は連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社が、他の会社の業務の代理・事務の代行を行います。

Ⅲ その他ご注意いただきたい重要な事項

① 契約時の注意事項

(1) 当社の代理店もしくは少額短期保険募集人について

当社の代理店は当社との委託契約に基づき、「保険契約締結に関する媒介」を行います。お申込後に当社が保険契約申込書の内容と引受条件を精査・検証し、引受条件に合致した保険契約を正式に引き受けます。この場合、保険契約申込書のお客さま控えをもって引受承諾の通知に代え、保険期間開始日後に保険証券を交付することで最終の引受通知とします。なお、引受条件に適合しない契約は保険期間の開始後であったとしても引き受けをお断りします。この場合は書面をもって通知します。

(2) 地震保険料の所得税控除

この保険は、地震保険料を支払った場合に受けられる所得税控除の対象外です。

② 契約後の注意事項

「保険証券」もしくは「保険契約継続証」は契約後にお送りします。お手元に届きましたら記載されている内容をご確認の上、保険契約申込書(控)・保険料領収証とともに大切に保管してください。保険証券等の記載内容がお申込み内容と異なる場合、あるいは保険証券等が届かない場合は、当社または当社の代理店にご連絡ください。なお、「保険証券」および「保険契約継続証」の発行を省略することに同意した場合はこれらを発行しませんので、インターネットで契約内容をご確認ください。

③ 保険金のご請求

(1) 事故が発生したときは

事故が発生した場合は、その状況や程度を速やかに当社事故受付センターにご連絡ください。

● インターネットからの事故報告

当社ホームページ専用フォームから報告できます。

<https://ap.nihonkyosai.biz/JikoHoukoku/>

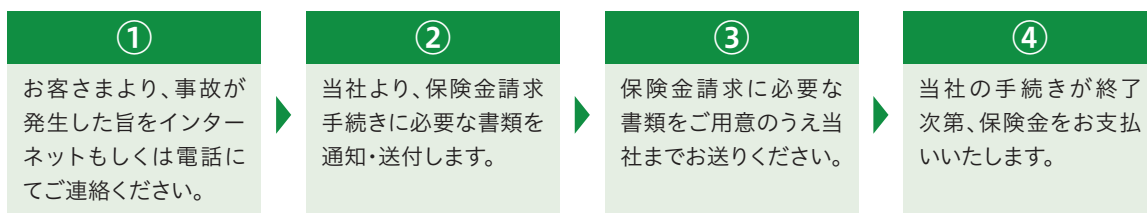


● 電話による事故報告

 **0120-135-554**
(年中無休・24時間対応)

(2) 保険金お支払いまでの主な手続き

保険金のお支払いまでの主な手続きは以下のとおりです。詳しくは本誌「保険金請求方法」のページをご覧ください。



保険金請求に必要な書類が提出されたのち、当社は保険金をお支払いするために必要な事項の確認を約款に定める請求手続きを完了した日から30日以内に終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認に必要な事項およびその確認を終えるべき時期を契約者に通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

④ 保険料クレジットカード支払いに関する同意書

クレジットカードで保険料をお支払いする場合、下記①から⑤までについて同意してください。

- ① 保険料を私が指定するクレジットカード会社の会員規約に基づいて支払います。
- ② 私から解約の申し出をしない限り、保険満期日以降継続して前項と同様に支払います。
- ③ 当社に届け出たクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なくその旨を連絡します。
- ④ クレジットカードの紛失や変更等で、私の指定したクレジットカードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限がクレジットカード会社から当社に通知されても異議なく保険料を支払います。
- ⑤ 私が指定したクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん、その利用代金や年会費等の支払状況によっては、クレジットカード会社または当社からクレジットカードでの保険料の支払い手続きを解除されても異議ありません。

⑤ 支払時情報交換制度

当社は、(一社)日本少額短期保険協会、当社以外の少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

⑥ 保険に関するお問い合わせ窓口

【日本共済株式会社】

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-16 平田ビル9階

お客様相談室

受付時間 平日(土・日・祝日・年末年始を除く)
9:30~17:00



0120-936-269

⑦ 指定紛争解決機関

当社はお客さまからお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めていますが、当社との間で問題を解決できない場合には、(一社)日本少額短期保険協会が運営する「少額短期ほけん相談室」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本少額短期保険協会】

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

少額短期ほけん相談室

受付時間 平日(土・日・祝日・年末年始を除く)
9:00~12:00、13:00~17:00



0120-82-1144

⑧ 付帯サービス

この保険契約には、借戸室の鍵・ガラス・水回りの日常生活のトラブルに関する応急処置サービスが付帯されています。詳細については当社ホームページをご確認ください。

※ サービス内容は、予告なく変更・中止することがあります。